

三重県労働委員会の出前講座

労使トラブルの解決、サポートします！

組合員だけ
再雇用を断られた…

団体交渉に
応じてくれない…



どうする？労使トラブル

～働きやすい職場づくりに向けて～

- 労働委員会制度を使うメリットとは？
- 労使トラブルの事例もご紹介



▷ 労働委員会とは

労働委員会は、労使間のトラブルを公正・中立な立場で解決するために、法律によって各都道府県に設けられた行政機関です。

▷ 委員は三者構成です

- 公益委員（弁護士など）
- 労働者委員（労働組合役員など）
- 使用者委員（会社経営者など）

労働者委員は、労働者の実情を汲み取って、サポートします。

対象

県内の労働組合、会社、各種団体など

※おおむね10名以上の集まりにおうかがいします。

※営利・政治・宗教活動を目的とする集まりは対象外です。

費用

講師派遣・資料代は無料！

※会場は主催者でご用意ください。

時間

ご希望に応じて調整可能（5～20分、1時間程度など）

会議の一コマや研修の一環としてもご利用いただけます。

申込方法

開催希望日の3週間前までに、電話またはメールでお申し込みください。

お問い合わせ
お申し込み先

三重県労働委員会事務局

- 電話：059-224-3033
- メール：roui@pref.mie.lg.jp
- 住所：三重県津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎 5F
- ホームページ：2次元コードからアクセス！▶

